

**(2) 妊孕性温存療法に関する制度****小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存療法研究促進事業**

- 生殖機能に影響を与える恐れのある治療等を開始する前に行う、卵子や精子の凍結等の妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療（以下、「温存後生殖補助医療」）の費用の一部を助成します。

## ① 妊孕性温存療法

対象治療	1回あたりの助成上限額	助成回数
胚（受精卵）凍結	35万円	2回まで
未授精卵子凍結	20万円	2回まで
卵巣組織凍結	40万円	2回まで (組織採取時に1回、再移植時に1回)
精子凍結	2万5千円	2回まで
精子凍結（精巣内精子採取術）	35万円	2回まで

## ② 温存後生殖補助医療

対象治療	1回あたりの助成上限額	助成回数
①で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円	6回まで (40歳～42歳は 3回まで)
①で凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療	25万円	
①で凍結した卵巣組織を用いた生殖補助医療	30万円	
①で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円	

※がん等の治療を開始する前に、主治医及び生殖医療を専門とする医師にご相談ください。

※指定医療機関（他の都道府県の指定医療機関を含む）で受けた治療に限ります。

- 制度の詳細及び指定医療機関は富山県厚生部健康対策室健康課のホームページをご覧ください。

【手続き】 富山県厚生部健康対策室健康課  
076-444-3224

